（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令の一部改正）

第六条　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「者の」を「者に係る」に改め、同条中「同条」を「同条第一項」に、「あるのは」を「あるのは」に改め、「まで」の下に「と、同条第二項中「第二百五十二条」とあるのは「第二百五十二条、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第十七条第一項から第三項まで」を加える。

第二条第一項中「においては、これらの規定」を「には、同令第二十六条の三」に、「あるのは」を「あるのは」に改め、「適用される法第五十六条」の下に「と、同令第二十六条の四中「法第五十六条」とあるのは「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第八条の規定により読み替えて適用される法第五十六条」」を加え、同条第二項中「においては」を「には」に、「交付し」を「交付しなければ」に、「行わせ」を「行わせなければ」に改め、同条第四項中「においては」を「には」に改め、「ならない」を削り、「第五十三条」を「第五十三条第一項」に改め、同条第五項中「によって」を「により」に、「第四十八条の二第二項」を「第四十八条の二第五項」に、「においては」を「には」に、「かぎをかけなければ」を「施錠しなければ」に改め、同条第六項中「第四十八条の二第二項」を「第四十八条の二第五項」に、「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「かぎをかけなければ」に改め、同条第七項中「第四十六条、第四十七条、第四十九条の七（同令第三十二条及び第四十四条」を「第四十六条第一項、第四十七条、第四十八条の三（同条の表第三十二条の項及び第四十四条の項に係る部分を除く。）、第四十九条の七（同条の表第三十一条第二項、第三十二条、第三十四条及び第四十条第一項の項（同令第三十二条に係る部分に限る。）及び第四十四条の項」に、「及び第四十九条の十」を「及び第四十九条の十一」に、「においては」を「には」に改め、「に読み替えるもの」を削り、同項の表第四十九条の七の項を削り、同表第四十七条第二項の項の次に次のように加える。

第四十八条の三の表第三十四条の項	第三十四条
第四十八条の三の表第四十三条の項上欄	第四十三条
第四十八条の三の表第四十三条の項中欄	第五十三条第一項
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令（平成十四年政令第十九号）第二条第四項の規定により読み替えて適用される第三十四条	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令第二条第四項の規定により読み替えて適用される第四十三条	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第八条の規定により読み替えて適用される法第五十三条第一項

第四十八条の三の表第四十三条の項下欄	
第四十一条の二第五項	法第四十一条の二第五項
第五十三条第一項	第五十三条第一項（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第八条の規定により読み替えて適用される場合に限る。）
第四十九条の七の表第四十三条の項上欄	
第四十三条	第三十四条及び第四十条第一項の項
第四十九条の七の表第四十三条の項中欄	
第五十三条第一項	第四十条第一項及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令第二条第四項の規定により読み替えて適用される第三十四条
第四十九条の七の表第四十三条の項下欄	
第四十八条の二第五項	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第八条の規定により読み替えて適用される法第五十三条第一項
第五十三条第一項	第五十三条第一項（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第八条の規定により読み替えて適用される場合に限る。）

第二条第七項の表第四十九条の十の項中「第四十九条の十」を「第四十九条の十一」に、「第四十八条の二第二項」を「第四十八条の二第五項」に、

同条	
第四十九条の七	第四十九条の七
読替え後	第四十九条の七の表第四十三条の項中欄に掲げる場合